

富山県告示第182号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和7年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		高岡交通株式会社
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	高岡交通株式会社
	所在地	高岡市二塚754番地1
	介護保険事業所番号	1670200649
廃止の届出を受理した年月日		令和7年2月28日

事業者の名称		有限会社トーカイシステム
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	そよ風ホーム
	所在地	氷見市窪2073番地
	介護保険事業所番号	1670500493
廃止の届出を受理した年月日		令和7年1月7日

事業者の名称		社会福祉法人小矢部市社会福祉協議会
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	小矢部市デイサービスセンター
	所在地	小矢部市鷺島15番地
	介護保険事業所番号	1670900123
廃止の届出を受理した年月日		令和7年1月15日

事業者の名称		社会福祉法人魚津市社会福祉協議会
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	魚津市身体障害者デイサービスセンター
	所在地	魚津市本町一丁目4番32号
	介護保険事業所番号	1670400512
廃止の届出を受理した年月日		令和7年1月24日

富山県告示第183号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和7年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

事業所番号	1671601043	
指定年月日	令和7年4月1日	
申請者	名称	イーコミュニケーション合同会社
事業所	所在地	中新川郡立山町五郎丸 157番地1
	名称	ララ地域ケアサービス
サービスの種類	訪問介護	

事業所番号	1670203098	
指定年月日	令和7年4月1日	
申請者	名称	社会福祉法人戸出福祉会
事業所	所在地	高岡市下麻生89番2
	名称	デイサービス中田館
サービスの種類	通所介護	

公 告

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 14 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項**(1) 借入物品等の名称及び数量**

富山県警察ネットワーク端末等 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和13年 2 月 28 日（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和 7 年富山県告示第 118号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に

係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼動後に、平日の執務時間内の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (2) 応札仕様書等の提出期限

令和7年5月20日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び応札仕様書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月14日から同年5月12日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和7年4月23日 午前11時

イ 場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(4) 入札書の提出期限

令和7年6月20日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時

令和7年6月20日 午前10時

(2) 開札場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階 901会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の60か月分の賃借料の総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額) とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Toyama Prefectural Police Network Client, one set
 - (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on June 20, 2025
 - (3) Contact point for notification:
Accounting Division, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
-

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Phonenumber: 076-441-2211

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

- (種類) 富山高岡広域都市計画道路
(名称) 3・4・268号 町村線
3・3・217号 下新西町上赤江線
3・4・269号 下新線

令和6年度富山県特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

富山県特定調達に関する苦情処理手続要領（平成12年富山県告示第153号）8の規定により、令和6年度における特定調達に係る苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和7年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

受付及び処理の件数 なし

富山県立中央病院の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県立中央病院の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和7年4月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

インフュージョンポンプ 380式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和7年9月1日から令和13年8月31日まで（72箇月）

(4) 借入場所

富山市西長江二丁目2番78号 富山県立中央病院

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査の結果、Aの等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和7年富山県告示第118号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める書類を4(3)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵送（提出期限までに必着のこと。）

で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (2) 入札参加資格の確認は、応札仕様書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により、令和7年5月16日（金）までに通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札説明書

- (1) 入札説明書に定める書類の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課用度係

電話 076-491-7114

- (2) 入札説明書の交付方法

令和7年4月14日（月）から同年4月25日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までに、(1)の場所において希望者に無料で交付する。

なお、郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判が入る返信用封筒（郵便番号、住所及び宛先を明記すること。）に180円分の郵便切手を添付して、(1)の機関に申し込むこと。

- (3) 入札説明書に定める書類の提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時15分

5 入札・開札の日時、場所等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年5月26日（月） 午後3時15分

イ 場所 〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院51会議室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加確認通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加確認通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和7年5月23日（金）午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 3(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加確認通知書を受けていない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の契約期間全体の総額のリース料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 開札は、原則として入札参加者又はその代理人全員の立会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立会いできない者は、開札日の

前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者がいるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載する日時に入札の場所で開札の立会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Infusion pump 380sets
- (2) Your specification sheet must be delivered not later than 5:15 p.m. on May 9, 2025
- (3) Contact point for notification:
Address at which the necessary documents and information may be obtained:
Property Administration Division, Toyama Prefectural Central Hospital 2-78

Nishinagae 2-chome, Toyama-shi, Toyama Pref, 930-8550, Japan

Telephone: 076-491-7114

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和7年4月14日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和7年6月12日（木）から6月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	令和7年6月17日（火）から6月20日（金）までの4日間

(2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和7年6月23日（月）から6月27日（金）までの5日間
追加取得講習	令和7年6月26日（木）、6月27日（金）の2日間

(3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和7年6月23日（月）から6月27日（金）までの5日間
追加取得講習	令和7年6月26日（木）、6月27日（金）の2日間

(4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和7年6月23日（月）から6月27日（金）までの5日間
追加取得講習	令和7年6月26日（木）、6月27日（金）の2日間

2 実施時間

(1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

(2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については6月27日（金）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

3 実施場所

富山県富山市問屋町一丁目3番18号

協同組合富山問屋センター富山流通会館

4 講習定員

1号業務20人

2号業務、3号業務及び4号業務各10人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。

以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該

警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(㊦) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

(㊧) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

イ 4号業務

最近5年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(㊦)のいずれかに該当する者

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の要領

受講申込みに先立って、事前受付を必ず行うこと。

なお、事前受付は電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 受付期間

講習	事前受付期間
1号業務 2号業務 3号業務 4号業務	令和7年5月1日（木）から5月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定

- ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。
イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	令和7年5月19日（月）から5月23日（金）までの午前9時から午後4時までの間
2号業務 3号業務 4号業務	令和7年5月19日（月）から5月28日（水）までの午前9時から午後4時までの間

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（写真の貼付けが必要） 1通
(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

- ア 前記5(1)ア(ア)及び5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し
- ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書
- エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証明書の写し
- オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書
- カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類
- キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1号業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習には、筆記用具及び講習教本を持参すること。
- (3) せき、発熱等の症状がある場合は、受講を控えること。
- (4) 気象、感染症等に係る状況により、講習を中止する場合がある。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
(電話076-441-2211・内線3045)

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和7年4月14日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

1 講習実施日

令和7年7月1日（火）から7月3日（木）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市問屋町一丁目3番18号
協同組合富山問屋センター富山流通会館

4 講習定員

10人

5 事前受付の要領

受講申込みに先立って、事前受付を必ず行うこと。

なお、事前受付は電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 期間

令和7年5月26日（月）から6月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

令和7年6月16日（月）から6月20日（金）までの午前9時から午後4時までの間

7 受付場所

富山県内の各警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

39,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

(1) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

(2) 当日は、各自筆記用具及び講習教本を持参すること。

(3) せき、発熱等の症状がある場合は、受講を控えること。

(4) 気象、感染症等に係る状況により、講習を中止する場合がある。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)